**≪ 利 用 上 の 諸 注 意 ≫**

**天美西運動広場を使用する団体は、下記の事項を必ず守ってください。**

**記**

**１　利用時間を厳守すること（準備、後片付け（ダッグアウト内を含む）及びグラウンド整備を含む）。また、片付け後は速やかに施設より退出すること。**

**２　ナイター利用について、以下の点に留意して使用すること。**

**① 暗くなったらコイン照明を使用し、安全に利用すること。**

**② １５分前のブザーが鳴ったら、速やかに後片付けをすること。**

**３　野球ボールを使用するにあたり、グラウンド外の第三者への危険が考えられるので、以下の点に留意して使用すること。**

**① ボールがグラウンド外に出た場合、速やかに確認に行くこと。**

**② 人身・物損事故があった場合、誠意をもって対応すること。また、人身・物　 損事故があった場合に対応できる保険に加入するよう努めること。**

**４　使用に際して生じたゴミは、放置せずに各自持ち帰ること。**

**５　自動車、バイク、自転車等は所定の場所に駐車・駐輪すること。**

**６　雨天によるグラウンド不良等で施設を使用できない時は、施設管理人（天美西コミュニティ委員会）の指示に従うこと。**

**７　上記以外のことについても、施設管理人の指示に従うこと。**

**８　施設利用をキャンセルする場合は必ず連絡すること。**

**【連絡先（※雨天時の利用可否確認の際にもご利用ください。）】**

**天美西運動広場　　　　　　072-332-3525（090-7096-5005）**

**松原市みち・みどり整備課　072-334-1550（代表）**

**９　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設内では「３密（密集・密接・密着）に十分配慮すること。**

**以上**

**また、松原市運動広場設置及び管理条例第３条の条項に該当する場合、今後の使用を許可できない場合がありますので、ご注意ください。**

**※一部抜粋**

**第３条　運動広場を専用使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。この場合において次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。**

**(１)　公益又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。**

**(２)　建物又は附属物をき損するおそれがあるとき。**

**松原市みち・みどり整備課**